

江戸川区生活一時資金貸付金(経費額)

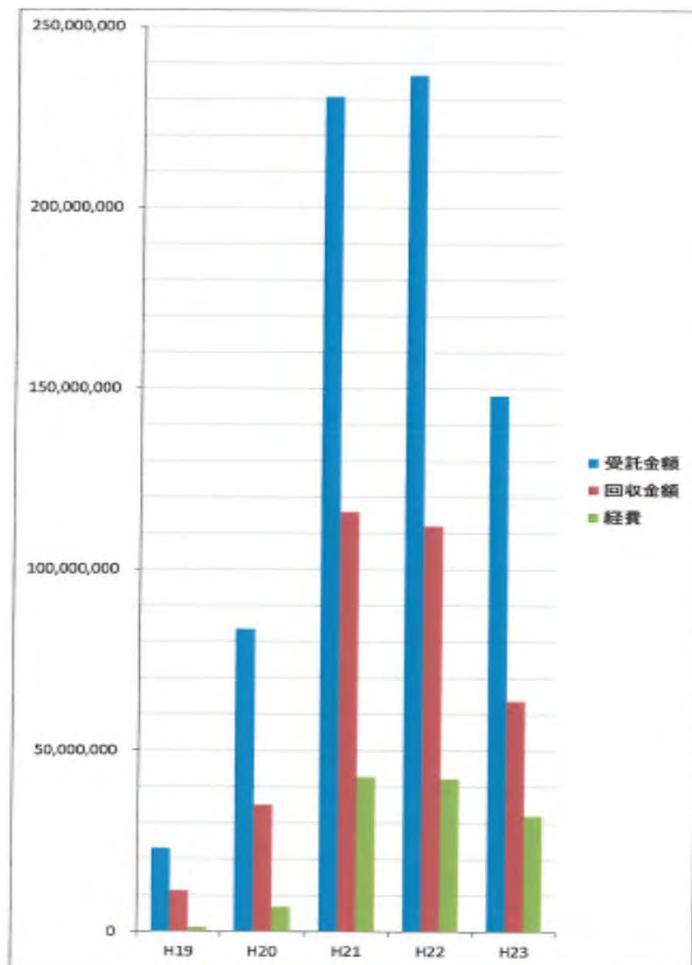
単位:円

生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	7,017,009
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,832,310
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,376,254	32,101,254
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
計	3,210	112,875,000	21,045,249	134,260,089

江戸川区生活一時資金貸付金(経費率)

単位:円



	H19	H20	H21	H22	H23
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,844,367	236,489,330	147,923,007
回収金額	11,422,906	34,978,939	115,848,064	111,890,261	63,659,288
経費	1,375,240	7,017,009	42,832,310	42,349,452	32,101,254
回収率	49.7%	41.9%	50.2%	47.3%	43.0%
経費率	12.0%	20.1%	37.0%	37.8%	50.4%

江戸川区生活一時資金貸付金

3 貸付制度の概要（資料2① 参照）

- (1) 目的：生活資金が一時不足する区民に対し、一時的な資金を貸し付けることにより、その生活の安定を図ること(条例1条)
- (2) 貸付金額：一世帯につき30万円まで。区長が特に必要と認める場合は50万円まで(条例3条)
- (3) 償還期間：貸付け日の属する月の翌月から起算して25か月以内(条例7条)
- (4) 利率等：利率＝年1.5パーセント(条例6条)
延滞金＝償還期限の翌日から年7.3パーセント（条例9条）
- (5) 連帯保証人：必須(条例11条)

江戸川区生活一時資金貸付金

4 事件処理の概要

(1) 弁護士名での催告状の発送

反応あり

- 納付相談
- 分納合意等

反応なし

- 訴訟提起

(2) 催告状発送時の工夫(資料4参照)

- ア 反応がない場合には訴訟提起する旨の記載
- イ 納付相談の案内
- ウ 「面談カード」を同封

江戸川区生活一時資金貸付金

(3) 納付相談後の処理

- ア 分納合意(地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条)
- イ 暫定合意(地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条)
- ウ 債務承認(民法147条3号の「承認」に該当。時効中断事由となる)
- エ 徴収停止(地方自治法施行令171条の5、債権管理条例11条)
- オ 債権放棄(債権管理条例14条)
- カ 措置不要(借受人が短期の分割払いを約束した場合の連帯保証人など)
- キ 交渉継続
- ク 訴訟提起(地方自治法施行令171条の2)

江戸川区生活一時資金貸付金

(4) 訴訟の特徴

- ア 訴訟提起はすべて東京簡易裁判所
- イ 事実関係に争いのない事案がほとんど
 - 大半は第1回期日で弁論終結
- ウ 和解に代わる決定(民事訴訟法275条の2)の活用
 - 第1回期日前に分割払いを希望する旨の連絡があり、かつ、裁判所への出頭が困難な債務者について有用である。
 - 事前に債務者と連絡を取り、生活状況・収支状況を聴取したうえ、無理のない分割払いを内容とする和解条項案を作成し、裁判所に送付しておく。
- エ 訴状の送達にやや難あり
 - 「不在・留置期間経過」、「転居先不明」、「宛所に尋ね当たらず」などの理由で訴状の送達がスムーズにいかない場合が相当数ある。
住民票の取得、就業場所調査、住所の現地調査等が必要となる。
現在は、現地調査の専門職員を準備している。

江戸川区生活一時資金貸付金

5 課題、工夫、留意点など

(1) 少額・同種・大量の案件をいかに効率的・統一的に処理するか

ア 専従事務局の設置([シート4](#)参照)

イ 滞納者カードの作成(資料3)

ウ 担当弁護士の執務要領の作成

エ 納付相談会の実施

(2) 面談結果報告書の作成(資料6)

(3) 地方自治法・同施行令、債権管理条例等の遵守と活用

・他の弁護士によるチェック(資料5、資料7参照)

(4) 債務者が生活保護を受給している場合や多重債務者である場合の措置

江戸川区生活一時資金貸付金

5(2) 面談結果報告書作成上の工夫(P/Lの視点)

収入		支出	
給与	19万円	家賃	4万円
年金	12万円	光熱水費	2万2000円
給与(妻)	10万円	通信費	1万4000円
年金(妻)	6万5000円	都民共済	6000円
		奨学金	4万5000円
		滞納税金等	8万5000円
		知人へ返済	23万円
合計	47万5000円	合計	44万2000円

江戸川区生活一時資金貸付金

5(2) 面談結果報告書作成上の工夫(B/Sの視点)

貸借対照表			
資産		負債	
不動産1(自宅)*3	¥60,000,000	住宅ローン*7	¥33,000,000
不動産2(目黒)*4	—		
預貯金	¥1,500,000		
生命保険1(返戻金)*5	—		
生命保険2(返戻金)*6	¥300,000		
合計	¥61,800,000	合計	¥33,000,000

剰余分	¥28,800,000
-----	-------------

*3 居住している不動産(●●町) H22/12 6000万円で購入 ローンは4800万円

*4 分割未了の相続財産(●●) 相続人3人。現在、借受人の親族が居住中

*5 △△生命 掛け捨てと思われる

*6 ××生命 保険料は、過去に積み立てた保険金の解約返戻金で支払っている

*7 H22/12 4800万円借入。H48年に完済予定。毎月の支払は、約定額より多く支払っている

品川区奨学金（取り組みと概要）

1 事件受任件数（合計209件）

平成24年度 54件

平成25年度 81件

平成26年度 74件

2 回収実績（H26/6/27現在）

品川区奨学金(平成24年度実績)

委任件数	54件	委任時点の滞納額 (24年9月19日)	15,354,250円	委任後の収入額 (納税滞り部分を含む)	9,167,500円
着手金額 (実費を含む)	1,971,000円	報酬金額	1,088,850円	支払総額	3,059,850円

		件数	件数割合	収入額(円)	金額割合
①全額納付・滞納解消		22件	41%	5,779,500	63%
②分納合意	分納合意	13件	24%	2,492,000	27%
	債務承認	0件	0%	0	0%
	小計	13件	24%	2,492,000	27%
③債権放棄・その他	生活保護	3件	6%	90,000	1%
	破産	2件	4%	0	0%
	死亡	1件	2%	0	0%
	行方不明・その他	2件	4%	0	0%
	小計	8件	15%	90,000	1%
④訴訟案件	完納(取下げ等)	1件	2%	362,000	4%
	判決	3件	6%	0	0%
	和解	4件	7%	236,000	3%
	取下げ	0件	0%	0	0%
	小計	8件	15%	598,000	7%
⑤交渉中		3件	6%	208,000	2%
合計		54件	100%	9,167,500	100%

品川区奨学金(平成25年度実績)

委任件数	81件	委任時点の滞納額 (25年6月14日)	19,161,600円	委任後の収入額 (納税滞り部分を含む)	13,793,100円
着手金額	2,976,750円	報酬金額	1,967,700円	支払総額 (実費を含む)	5,179,100円

		件数	件数割合	収入額(円)	金額割合
①全額納付・滞納解消		34件	42%	9,698,600	70%
②分納合意	分納合意	32件	40%	3,399,500	25%
	債務承認	0件	0%	0	0%
	小計	32件	40%	3,399,500	25%
③債権放棄・その他	生活保護	0件	0%	0	0%
	破産	0件	0%	0	0%
	死亡	0件	0%	0	0%
	行方不明・その他	0件	0%	0	0%
	小計	0件	0%	0	0%
④訴訟案件	完納(取下げ等)	1件	1%	213,000	2%
	判決	5件	6%	0	0%
	和解	6件	7%	461,000	3%
	取下げ	0件	0%	0	0%
	小計	12件	15%	674,000	5%
⑤交渉中		3件	4%	21,000	0.2%
合計		81件	100%	13,793,100	100%

品川区奨学金(平成26年度実績)

委任件数	74件	委任時点の滞納額 (26年5月23日)	10,872,250円	委任後の収入額 (納税別部分を含む)	7,761,200円
着手金額	2,797,200円	報酬金額	1,625,400円	支払総額 (強制執行の経費を含む)	5,058,600円

		件数	件数割合	収入額(円)	金額割合
①全額納付・滞納解消		39件	53%	6,896,200	89%
②分納合意	分納合意	17件	23%	845,000	11%
	債務承認	0件	0%	0	0%
	小計	17件	23%	845,000	11%
③債権放棄・その他	生活保護	1件	1%	0	0%
	破産	0件	0%	0	0%
	死亡	0件	0%	0	0%
	行方不明・その他	0件	0%	0	0%
	小計	1件	1%	0	0%
④訴訟案件	完納(取下げ等)	0件	0%	0	0%
	判決	0件	0%	0	0%
	和解	1件	1%	0	0%
	取下げ	0件	0%	0	0%
	小計	1件	1%	0	0%
⑤交渉中		16件	22%	20,000	0.3%
合計		74件	100%	7,761,200	100%

品川区奨学金(平成24・25・26年度合計)

委任件数	196件 ※	委任時点の滞納額	44,467,750円	委任後の収入額 <small>(納税滞り部分を含む)</small>	29,785,800円
着手金額	7,744,950円	報酬金額	4,681,950円	支払総額 <small>(実費等を含む)</small>	13,297,550円

		件数	件数割合	収入額(円)	金額割合
①全額納付・滞納解消		86件	44%	21,523,300	72%
②分納合意	分納合意	60件	31%	6,651,500	22%
	債務承認	0件	0%	0	0%
	小計	60件	31%	6,651,500	22%
③債権放棄・その他	生活保護	4件	2%	90,000	0%
	破産	2件	1%	0	0%
	死亡	1件	1%	0	0%
	行方不明・その他	2件	1%	0	0%
	小計	9件	5%	90,000	0.3%
④訴訟案件	完納(取下げ等)	2件	1%	575,000	2%
	判決	8件	4%	0	0%
	和解	10件	5%	697,000	2%
	取下げ	0件	0%	0	0%
	小計	20件	10%	1,272,000	4%
⑤交渉中		21件	11%	249,000	1%
合計		196件	100%	29,785,800	100%

品川区奨学金(取り組みと概要)

3 課題、工夫、留意点など

(1) 借用証書が提出されていない場合の取扱い

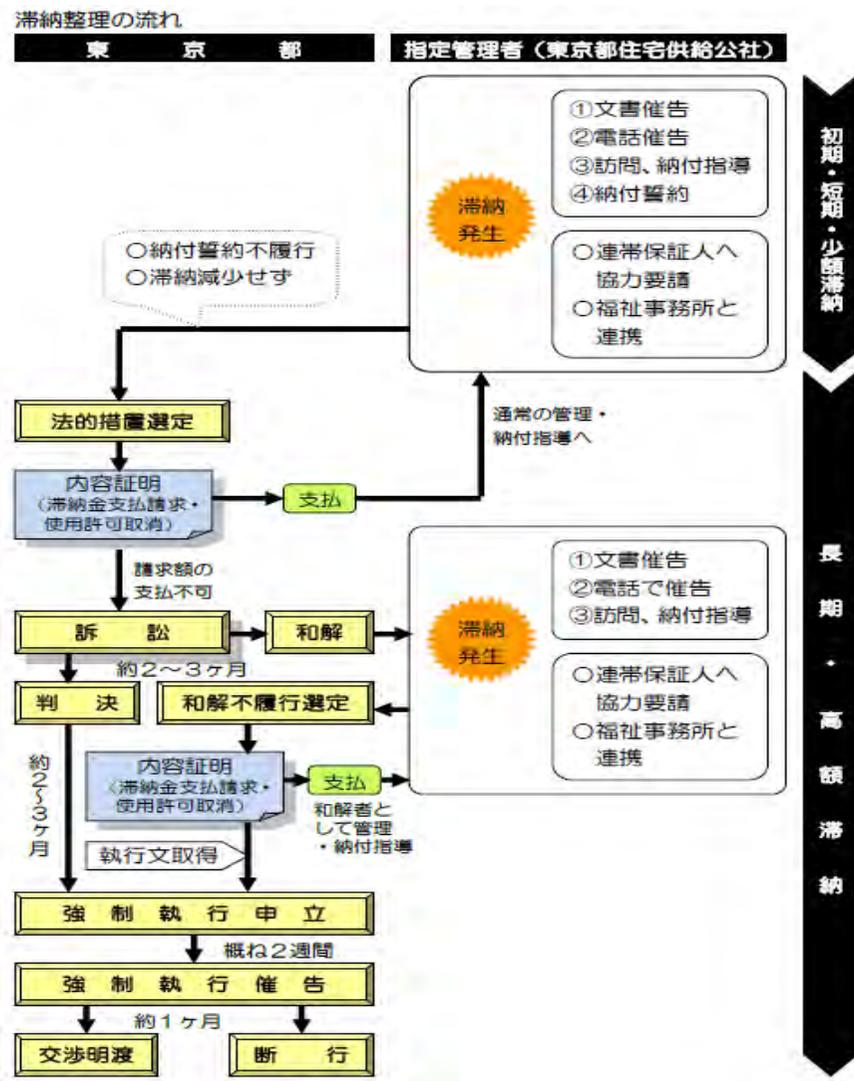
- 借用証書及び返還計画書は奨学金を受領し終わった後に提出する
- 借用証書等を提出しない者が相当数いる。

(2) 借受人(子)が本当に借入を認識していなかった場合、借受人に請求できるか

- 書類上の借主は奨学生(貸付当時は中学生、高校生)、実際の手続は親
- 借受人の否認が生じやすい類型

- ① 親権者は子を代表して、子のために金銭の借受等の法律行為をすることができる(民法824条)
- ② 民法826条の利益相反行為に該当するかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであって、親権者の動機・意図をもって判定すべきでない(最高裁判所42年4月18日判決)。
- ③ 親権者が子の法定代理人として、子の名において金員を借受けた場合、仮に借受金を親権者自身の用途に充当する意図であっても、かかる意図のあることのみでは、民法826条所定の利益相反行為とはいえない(最高裁判所昭和37年10月2日判決)

住宅使用料(手続フロー)



住宅使用料(訴訟手続)

(東京都都市整備局 平成25年度 事業概要書から抜粋)

(4) 使用料の徴収

〔都営住宅経営部 指導管理課〕

使用料の納入方法は、昭和41年度に、管理人が徴収する方法から、居住者が直接銀行等の金融機関に払い込む個人直納方式にした。さらに、昭和52年5月から金融機関での口座振替制度を、平成7年4月から郵便局での自動払込み制度を実施した。平成24年度末現在、約75.2%がこれらの制度により納入している。

平成24年度の使用料収入は、約655億8945万円で、96.7%の収入率である。使用料滞納者に対しては「督促状」及び「催告書」を発送するほか、滞納整理事務を東京都住宅供給公社に委託して、きめ細かい納付指導を実施している。

納付指導に応じない滞納者については、滞納金の支払と都営住宅の明渡しを求め、訴訟を提起している(図表2-5-13参照)。

図表2-5-13 法的措置状況

(平成25年3月31日現在) (単位:件)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23	24
訴訟提起	769件	830件	752件	564件	573件	555件	481件
即決和解	23件	8件	0件	0件	0件	0件	0件
強制執行	412件	399件	408件	293件	263件	217件	191件

メール相談

1 概要

(1) メールによる相談と回答

自治体からメールによる質問を受け、メールで回答をする

(2) 回答作成までに2週間, 弁護士3名の目を経る

回答は主査と副査の2名で協議のうえ、メール相談メンバーへの回覧及び責任者のチェックを経た上で、原則として質問受付後2週間後に最終回答を自治体に送付する。

(3) 受任実績

平成26年12月15日現在、8団体と契約している

自治体とのやりとりはすべて事務局を通じておこなうのを原則とする

メール相談

2 具体的な流れ

例：平成26年11月1日に江戸川区から質問を受けた場合

- (1) 平成26年11月8日までに主査と副査が協議して、メール相談のメンバーのメーリングリスト(ML)に回答案を載せて、メンバーの閲覧に供する。
- (2) 事務局から平成26年11月8日に江戸川区へ一次回答として送付する。
- (3) 上記回答案に意見のあるMLメンバーは、MLに意見を載せる。
- (4) (意見があった場合)担当者は、上記意見を踏まえて、訂正すべき点があれば、最終回答を作成し、MLに載せる(11月14日まで)。
- (5) 責任者の了解を経て、平成26年11月15日に事務局から江戸川区へ最終回答を送付する。

今後の課題(強制徴収公債権)

- 強制徴収公債権の回収における弁護士の役割
～催告・納付相談業務にかかる弁護士の関与について～
- 弁護士「会」の取組

ご清聴ありがとうございました

東京弁護士会 自治体等法務研究部 事務局長
東京弁護士会 業務改革委員会 自治体連携PT座長

東京弁護士会所属
弁護士 中村英示